○経済産業省告示第二百五十号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第二号のホ及びへの規定に基づき、平成十二年通商産業省告示第七百四十六号（輸出貿易管理令第四条第一項第二号のホ及びへの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十一年七月二十四日から施行する。

平成二十一年七月二十三日

経済産業大臣　二階　俊博

第二号1中「当該業務の終了後本邦に輸入すべきもの」の下に「、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）に基づく海上保安庁による海賊行為への対処の用に供するために輸出する貨物であって当該海賊行為への対処の終了後本邦に輸入すべきもの若しくは同法に基づく自衛隊の部隊による海賊対処行動の用に供するために輸出する貨物であって当該海賊対処行動の終了後本邦に輸入すべきもの」を加える。

○経済産業省告示第二百五十一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第百条において準用する同法第六十六条の規定によって指定製造事業者の指定の効力が失効したことを確認したので、同法第百五十九条第一項第四号の規定に基づき告示する。

平成二十一年七月二十三日

経済産業大臣　二階　俊博

計量法第百条において準用する同法第六十六条の規定によって指定製造事業者の指定の効力が失効した届出製造事業者

指定番号	指定年月日	失効年月日	事業の区分の略称	届出製造事業者の名称	指定の効力が失効した工場又は事業場の名称及び所在地
三六三七〇一	平成十七年二月十八日	平成二十一年六月十八日	最大需要電力計等	四国計測工業株式会社	四国計測工業株式会社多度津工場 香川県仲多度郡多度津町若葉町十二番五十六号

○国土交通省告示第七百八十四号

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令（昭和五十一年運輸省令第二十五号）第四条第三項の規定に基づき、就職促進手当の日額表を次のように定め、平成二十一年八月一日から適用し、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令第四条第三項の規定に基づき、就職促進手当の日額表を定める件（平成二十年国土交通省告示第八百九十八号）は、平成二十一年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る就職促進手当の日額については、なお従前の例による。

平成二十一年七月二十三日

国土交通大臣　金子　一義

就職促進手当の日額表

等級	賃金日額	就職促進手当の日額
1	2,100円未満	1,640円
2	2,100円以上 2,433円未満	1,820円
3	2,433円以上 2,767円未満	2,080円
4	2,767円以上 3,100円未満	2,340円
5	3,100円以上 3,367円未満	2,620円
6	3,367円以上 3,567円未満	2,780円
7	3,567円以上 3,800円未満	2,940円
8	3,800円以上 4,067円未満	3,140円
9	4,067円以上 4,333円未満	3,330円
10	4,333円以上 4,600円未満	3,500円
11	4,600円以上 4,867円未満	3,660円
12	4,867円以上 5,167円未満	3,810円
13	5,167円以上 5,500円未満	3,990円
14	5,500円以上 5,833円未満	4,170円
15	5,833円以上 6,167円未満	4,340円
16	6,167円以上 6,500円未満	4,490円
17	6,500円以上 7,000円未満	4,650円
18	7,000円以上 7,667円未満	4,920円
19	7,667円以上 8,333円未満	5,160円
20	8,333円以上 9,000円未満	5,360円
21	9,000円以上 9,667円未満	5,530円
22	9,667円以上 10,333円未満	5,660円
23	10,333円以上 11,000円未満	5,760円
24	11,000円以上	5,820円

○国土交通省告示第七百八十五号

船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則（昭和五十二年運輸省令第三十九号）第十一条第二項の規定に基づき、訓練待期手当及び就職促進手当の日額表を次のように定め、平成二十一年八月一日から適用し、船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則第十一条第二項の規定に基づき、訓練待期手当及び就職促進手当の日額表を定める件（平成二十年国土交通省告示第八百九十九号）は、平成二十一年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る訓練待期手当及び就職促進手当の日額については、なお従前の例による。

平成二十一年七月二十三日

国土交通大臣　金子　一義

訓練待期手当及び就職促進手当の日額表

等級	賃金日額	訓練待期手当及び就職促進手当の日額
1	2,100円未満	1,640円
2	2,100円以上 2,433円未満	1,820円
3	2,433円以上 2,767円未満	2,080円
4	2,767円以上 3,100円未満	2,340円
5	3,100円以上 3,367円未満	2,620円
6	3,367円以上 3,567円未満	2,780円
7	3,567円以上 3,800円未満	2,940円
8	3,800円以上 4,067円未満	3,140円
9	4,067円以上 4,333円未満	3,330円
10	4,333円以上 4,600円未満	3,500円
11	4,600円以上 4,867円未満	3,660円
12	4,867円以上 5,167円未満	3,810円
13	5,167円以上 5,500円未満	3,990円
14	5,500円以上 5,833円未満	4,170円
15	5,833円以上 6,167円未満	4,340円
16	6,167円以上 6,500円未満	4,490円